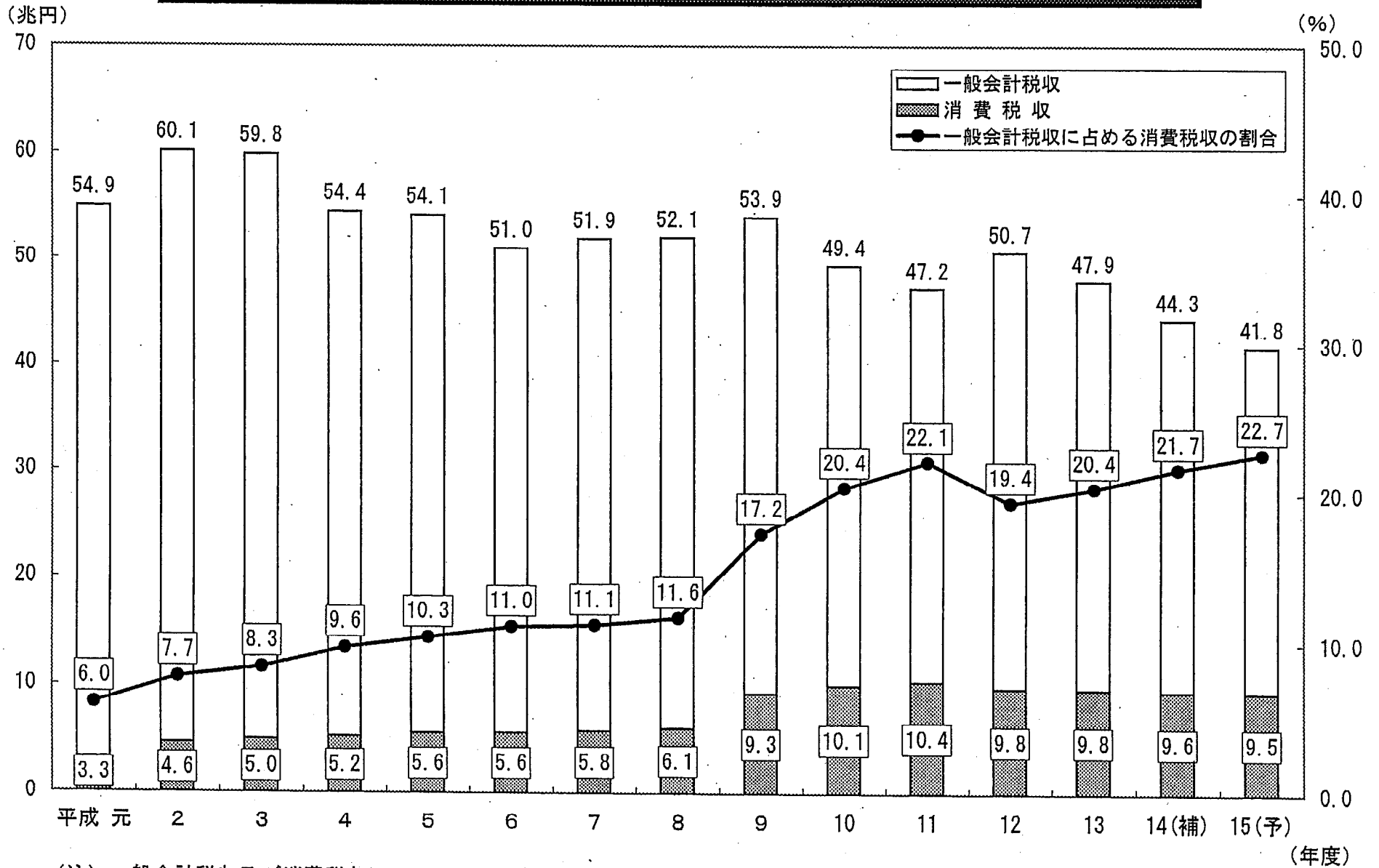


消費稅

一般会計税収、消費税収及び一般会計税収に占める消費税収の割合の推移



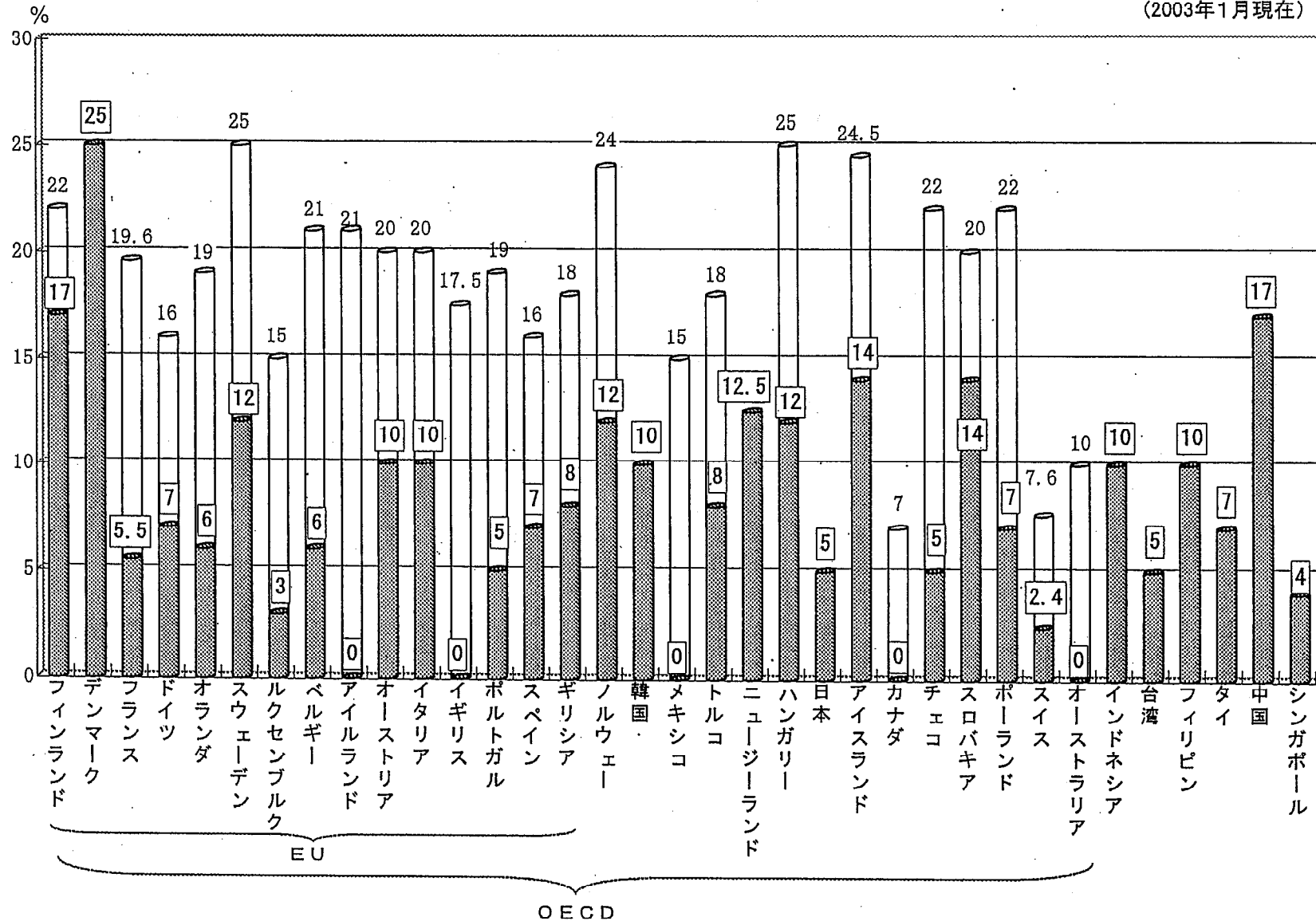
(注) 一般会計税収及び消費税収については、14年度は補正後予算額、15年度は予算額による。

消費税制度改正の歩み

【創設時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革等】 (注)平成9年4月施行	【平成15年度改正】 (注)平成16年4月1日以後に 開始する課税期間について適用
①税率：3%		4% (消費税率換算1%相当の 地方消費税を合わせると5%)	同 左
②免税点制度 適用上限 3000万円		資本金1000万円以上の新設法人は不適用 ※設立当初の2年間に限る。	1000万円
③簡易課税制度 ○ 適用上限5億円 ○ みなし仕入率 90%、80%の2区分	4億円 90%、80%、70%、 60%の4区分	2億円 90%、80%、70%、60%、 50%の5区分 ↳ (不動産業、運輸・通信業、 サービス業)	5000万円 同 左
④限界控除制度 適用上限 6000万円	5000万円	制度の廃止	
⑤仕入税額控除：帳簿方式		請求書等保存方式	同 左
⑥申告納付 中間納付と確定申告の年2回 (中間申告の基準年税額 60万円超)	中間申告納付回数を年3回に増加 (確定申告と合わせ年4回) 中間申告の基準年税額 〔60万円超 500万円以下 年1回〕 〔500万円超 年3回〕	中間申告の基準年税額の引下げ 中間申告の基準年税額 〔48万円超 400万円以下 年1回〕 〔400万円超 年3回〕	中間申告納付回数を年11回に増加 (確定申告と合わせ年12回) 中間申告の基準年税額 〔48万円超 400万円以下 年1回〕 〔400万円超 4800万円以下 年3回〕 〔4800万円超 年11回〕
⑦価格表示			総額表示を義務付け (注)平成16年4月1日から適用

食料品に対する付加価値税率の国際比較

(2003年1月現在)



(備考) 1. 上記中、 が食料品に係る適用税率である。

なお、食料品の範囲は各国ごとに異なる。未加工農産物など一部の食料品については上記以外の軽減税率等が適用される場合があり、また、高級な食料品については標準税率が適用される場合がある。

2. 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。